

## 第4回今治市景観まちづくり会議 議事録 要旨

- 1 日 時：平成23年3月23日（水） 午後1時30分～午後2時45分
- 2 場 所：今治市役所第2別館11階 特別会議室1・2号
- 3 出席者：

### 【委員】（12名、敬称は省略）（…会長、…副会長）

今井 良計	愛媛県東予地方局今治土木事務所 所長
上田 陽二	愛媛県屋外広告美術商業組合
大澤 慶三	社団法人愛媛県宅地建物取引業協会今治支部 支部長
尾越 竜子	社団法人愛媛県建築士会今治支部 理事
鎌田 美代子	今治市PTA連合会 副会長
郡司島 宏美	松山東雲短期大学 准教授
崎山 俊紀	今治ライオンズクラブ 第一副会長
千代田 憲子	愛媛大学教育学部 教授
長井 信彦	公募委員
松岡 初子	国際ソロプチミスト今治 理事
村上 正郎	今治史談会 / 今治文化協会 会長
山本 修治	財団法人今治文化振興会 河野美術館 館長

### 【事務局】

豊嶋 都市建設部長  
田窪 都市政策課長  
村上 都市政策課長補佐  
八木 都市政策課長補佐  
菅 都市政策課主査  
株式会社パスコ 田中、横山

都合により欠席（4名、敬称は省略）

委員	市川 ひろみ	今治明德短期大学 教授
"	世古 愛	公募委員
"	竹内 文夫	今治商工会議所 事務局長
"	南條 仁	社団法人今治地方国立公園協会 今治地方観光協会 主任

- 4 検討事項：（1）今治市景観計画（案）について
- （2）今治市景観条例（案）について
- （3）景観計画の解説（案）について
- （4）その他

## 5 議 事

### ( 1 ) 開会等

- 1) 開会
- 2) 開会挨拶
- 3) 会長挨拶

会 長： このたびの震災のニュースを見ていまして、被害に遭われた人たちがこの場所で必ず復興させるとおっしゃっていました。ふるさとの持っている力を改めて感じました。景観まちづくりはふるさとづくりであると考えています。よろしくお願いいたします。  
本日の会議の議事録への署名をお願いする方を指名いたします。L委員、N委員にお願いします。

### ( 2 ) 討議

- 1) 今治市景観計画(案)について
- 2) 今治市景観条例(案)について

(事務局より資料説明)

会 長： 都市計画審議会で質問のあった“老朽家屋”対策について、まちなみ景観を考える上では、老朽家屋対策も必要ですが、景観法だけではカバーできない問題と思います。老朽家屋が道路の通行の妨げとなるなど、そのような場合は、行政として対処しなければならぬと思いますが、景観の観点から言えば、色々な側面から検討する必要があります。まずは市民の景観意識を醸成させる取組が大事だと思います。  
今治市景観計画(案)及び今治市景観条例(案)については、原案通り答申するというところでよろしいでしょうか。

(全員了承)

会 長： 今治市景観計画(案)及び今治市景観条例(案)については、原案通り答申します。

### 3) 景観計画の解説(案)について

(事務局より資料説明)

会 長： 12ページの「2.景観形成の視点」の瀬戸の眺めの解説ですが、“囲繞感”というのは、あまり使われない言葉なので補足説明が必要と思います。

副会長、何かご意見等はございませんでしょうか。

副会長： 特にありません。分かり易く作成していただいていると思います。

P委員： 28ページなど「3.景観形成基準の解説」の樹種の選定についての解説は、「できるだけ外来種の採用は避けてください。」という柔らかい表現になっています。ほとんどの樹種が採用できるようにも受け取れます。

事務局： 「できるだけ外来種の採用は避けてください。」という表現だけでは分かりにくいと

思いますので、修景緑化樹種の一覧表を解説に添付して、この表中の樹種で緑化を考えてくださいという誘導を図りたいと考えています。

会長： 「瀬戸内海国立公園（愛媛県地域）管理計画」の瀬戸内海国立公園愛媛県地域に適する修景緑化樹種一覧表を添付するということですね。

事務局： 管理計画書を参考にして、樹種のための表を添付する予定です。

H委員： 31ページの携帯電話基地局の共有化について、現在建っているものについても共有化を指導するのでしょうか。

事務局： 景観計画の施行までに建っているものは届出の対象外となります。新設の場合は、共同設置ができないか事業者と協議して誘導したいと考えていますが、既設の指導・誘導までは考えていません。

D委員： 住民説明会で反対意見は出なかったのですか。

事務局： 今回の景観計画に対しては、真っ向から反対という意見はありません。景観形成のためのルールづくりの必要性は、皆さん理解されています。ただし、厳しくすれば、地域の活性化に支障を来すというご意見がありました。

会長： 細かな文言やデザインの修正等については私に一任していただきまして、景観計画の解説を完成させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（全員了承）

#### 4) その他

（事務局より資料説明）

E委員： 景観まちづくり会議の内容について、市民への経過報告とありますが、どのような形でされているのですか。

事務局： 会議資料と議事録をホームページに公開しています。

D委員： ホームページのアクセス数は分かりますか。

事務局： カウントできていないため把握できていません。

副会長： 議事録の公開は、景観のページを作成して、そこで公開されているのですか。

事務局： 都市政策課のページに景観まちづくり会議の結果報告という新着情報を公開しています。そこから景観まちづくり会議のページに移動して会議資料と議事録を閲覧することができます。

副会長： 景観まちづくり会議のページは今後、どのように活用する予定ですか。

事務局： もともと景観を広報・PRするため景観専門のページを作成しています。その中に景観まちづくり会議や景観マスタープランのページを設けています。しかし、パソコンを持っていない人は見ることはできませんので、この辺りが課題です。

副会長： 広報折り込みのリーフレット等には、そのホームページのURLを記載しているのですか。

事務局： 記載しています。

副会長： ホームページから直接、市民の声を拾うことができるようになっていきますか。

事務局： そのようにはなっていません。

会 長： 景観まちづくり会議のページに、市のホームページ上から簡単に辿り着けるようにしてください。

○委員： 景観ルールの運用は、杓子定規にならないようお願いしたい。このルールが完璧に適用された状況をイメージすると、少し退屈な景色になります。観光客が来るのは、変わったものがあるからです。発展というのは何でも、違和感のあるものが現れて、それが刺激になって始まります。今治市の景観は素晴らしいのですが、時代が変われば、いつまでも同じ価値観で皆さんが観てくれるかどうか分かりません。時代にあわせて、少しずつでも変わっていく必要があると思います。退屈させない刺激的なものがあっても良いのではないのでしょうか。アクセントの無いものは退屈です。この計画は、してはいけないことを決めるもので、良い所を伸ばす内容とはなっていませんが、運用に当たり、規則通りに誘導することが目的ではなく、良い景観を、さらに一段と良くしていくことが目的でなければいけません。そのことを踏まえて、アクセントをつけたいという届出があった時は、柔軟に運用していただきたいと思います。

E委員： 参考資料2の4ページに7番「今回の景観計画区域が市内の一部だけなのはなぜか。」という質問があります。「(省略)将来的には市内全域を景観計画区域とする(第2次)景観計画の策定も検討いたします。」と回答されていますが、ホームページ等に将来の予定を公開する考えはあるのですか。

事務局： 第2次景観計画区域の考え方を含めて、今治市景観マスタープランで段階的な景観形成の展開方針を示しています。市としては、その方向で順次進めていく予定ですので、今治市景観マスタープランをホームページで公開しています。

会 長： 他に意見等ないようですので会議を終了いたします。ありがとうございました。

### (3) 閉会

#### 1) 事務局挨拶

午後2時45分 閉 会